

## 令和3年度第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月5日(月) 13時30分～14時00分
2. 開催場所 市役所2階 202会議室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 9件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件  
議案第3号 農業経営改善計画について  
議案第4号 農用地利用集積計画について  
議案第5号 農地利用最適化推進員の委嘱について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 2件  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件  
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 8件
5. 出席委員 15名  
会長：1番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、  
4番細谷修、5番齊藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、  
8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、  
13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 0名
7. 事務局 羽生田事務局長、水須主査補
8. 議事録

議長 委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。  
定足数に達しておりますので、これより令和3年度第5回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名であります。2番秋山委員と3番岩柳委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。また、本日の会議書記には事務局の水須主査補を指名します。なお、発言につきましては、議長の名指後後をお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。本日の議案につきましては、既に配付のとおりであります。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、川野委員より意見発表をお願いいたします。

6番 申請番号1についてご説明いたします。本件は農地法第3条の規定による売買に伴う所有権移転の申請です。場所は求名駅南口から山武市に向かう市道を900mほど行った左手に入り、約80mに位置します。3条許可基準の適合につきましては、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については、問題ないと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。次に、申請番号2につきまして、吉井副会長より意見発表をお願いいたします。

11番 はい。番号2について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は幸田字長泉の田、現況畑、819㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は高齢のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、植木の作付けを予定しています。7月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に、申請番号3から6につきまして、農宮委員より意見発表をお願いいたします。

7番 はい。番号3から6は関連がありますので、一括でご説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、二之袋字南新田の田、現況畑、330㎡の農地が4件です。申請理由は、譲渡人4人は平成7年に相続により、それぞれの農地を取得しておりましたが、耕作ができないため、農地の近くに住む譲受人に譲渡することになり、申請いたしました。営農計画においては、じゃがいも、さつまいも等の作付けを予定しています。7月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。次に、申請番号7につきまして、川野委員より意見発表をお願いいたします。

6 番 番号7についてご説明いたします。本件は、農地法の規定による売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、県道緑海東金線を蓮沼方面に向かい、求名駅入口交差点から、約700m行った左手に約250m北に位置しております。譲受人は市内菱沼において造園業を営んでおり、個人として農地を取得し、苗木の生産、植木の育成を行おうとするものです。3条許可基準の適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況について、問題ないと思われれます。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、申請番号8及び9につきまして、岩柳委員より意見発表をお願いいたします。

3 番 はい。申請番号8、9について一括で説明いたします。申請番号8について、説明します。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。申請地は関下字天神後の畑、931㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は太陽光発電設備の下で営農をしてもらうため、譲受人は農業経営規模拡大のためです。営農計画はブルーベリーの作付けです。7月29日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っている事から、許可相当と判断します。

続きまして、申請番号9について説明します。本件は農地法第3条の規定による、区分地上権設定の申請です。申請地は申請番号8と同じでございます。申請理由は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は営農型太陽光発電設備の設置にあたり、パネル部分の権利の保全のためです。7月29日に現地を確認したところ、特に問題となる状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。  
申請番号1につきまして、日暮委員より意見発表をお願いいたします。

15番 はい。番号1について説明します。本件は農地法第5条の規定による、親子間の使用貸借権設定を伴う申請です。申請地は西福俵一丁目の畑、1筆、554㎡のうち305.53㎡の農地です。転用の目的は農機具等を収納する倉庫1棟です。所要資金は譲受人（親）からの借入金により賄う計画であり、融資証明書が添付されています。7月29日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。次に、申請番号2につきまして、岩柳委員より意見発表をお願いいたします。

3番 申請番号2について説明します。先ほどの3条の番号8、9と同一の場所です。本件は農地法第5条の規定による使用貸借による権利設定を伴う転用の申請です。申請地は先ほどと同じ場所（関下字天神後）の畑ですが、931㎡のうち0.43㎡です。転用の目的は、営農型太陽光発電設備用地、一時転用です。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、申請番号3につきまして、吉井副会長より意見発表をお願いいたします。

11番 はい。番号3について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の申請です。申請地は、川場字道ノ塚の田、現況畑、1021㎡のうち、331.76㎡の農地です。転用の目的は、専用住宅1棟です。なお、本件は、祖父と孫の使用貸借権の設定であります。転用に伴う山砂等の搬入はなく、整地のみという事でした。隣接農地への被害防除対策については、周囲にフェンスを設置し、周囲にマウンドアップを設ける計画です。また、排水については、雨水は宅内処理、汚水は合併浄化槽で処理した後、排水路に放流する計画で、土地改良区の同意書が添付されております。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、議案第5号、農地利用最適化推進委員の委嘱について審議に入ります。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第5号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、報告第1号から第3号については、既に配付のとおりであります。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和3年8月5日